

国 地 契 第 2 9 号  
平成15年5月26日

各地方整備局長 あ て

国 土 交 通 事 務 次 官

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正について

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省厚  
発第176号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

#### 記

記第1 1 （3）中「単体有資格業者」を「単体有資格業者等」に、「を参加させることができる」を「の参加を認める」に改める。

2 （1）中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

記第2 3中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

#### 附則

本通達は、平成15年6月9日以降入札公告を行う工事より適用する。